

三者間の包括的な契約関係

SC利用規約

発注者がセンターを通じて
会員に業務を委託する際の
基本的なルール

会員業務就業規約

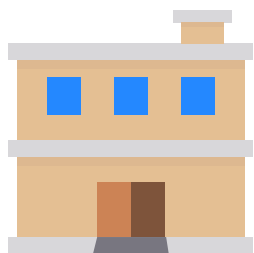
会員がセンターを通じて就
業する際の基本的なルール
(就業機会の提供を受ける
前提として規約に同意)

発注者は各規約に
同意のうえ
契約に臨む

公開

二つの規約をHPなどで
情報公開

シルバー人材センター



- マッチング業務
- 報酬の代理請求、代理徴収
- 事故発生時の権利義務関係
- 事務処理全体調整業務など

会員業務就業規約

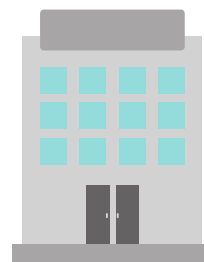
同意済み

シルバー人材センター利用契約

会員業務仕様書

同意

発注者



業務仕様書に基づき
仕事の遂行など

センターは契約ごとに発注者の
契約と会員との業務仕様書の
提示（同意）が必要



シルバー会員

フリーランス法の制定を踏まえて シルバー人材センターの契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、またフリーランス法の施行（令和6年秋を予定）を見据え、シルバー人材センターを利用する会員の方に業務委託をする契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、本来の発注者と会員との間に直接契約関係が生じる構造となっていないため。

このため、会員の方がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまにおかれましては、契約方法の見直しについてご理解をお願いいたします。

見直しのイメージ：図1、図2

図1【現行】

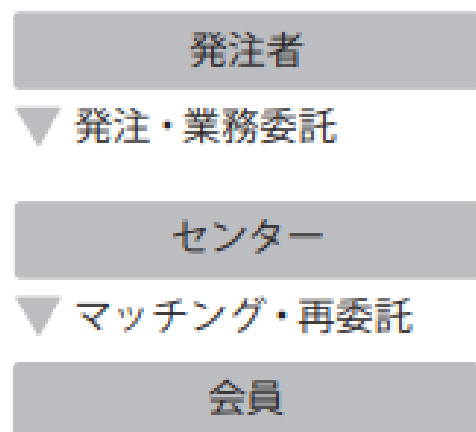
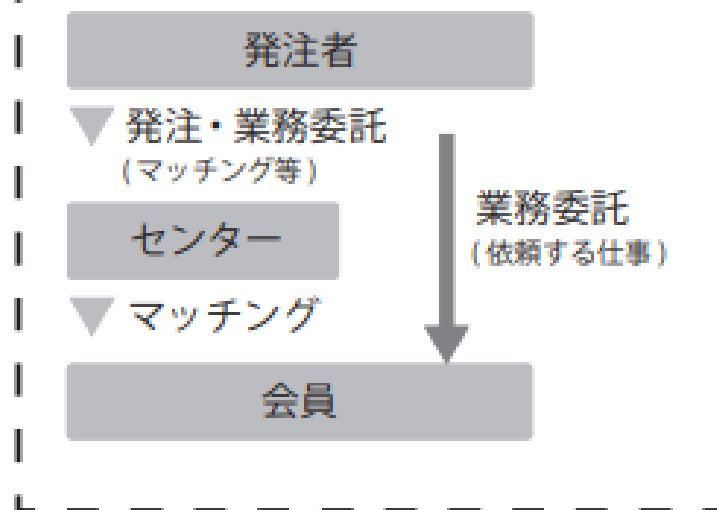


図2【変更後】



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」が該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬）」「センター業務委託料（事務費）」「材料費」の3つで構成されています。

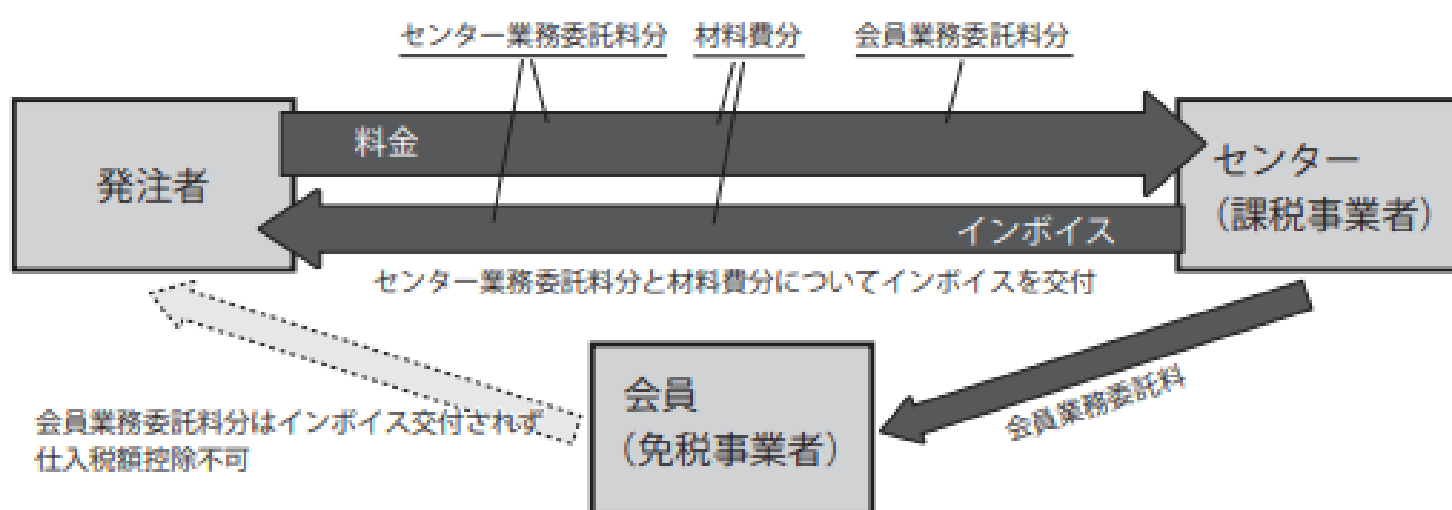
このうち「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」と「材料費」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

このため、消費税課税事業者である発注者の場合、会員業務委託料に含まれる消費税相当額について、仕入税額控除を行うことができません。そのことだけを見ると、契約方式が変わることで、発注者としては納税負担が増すことになると言えます。

しかし、この納税負担分については、現行の契約方法においては、センターが発注者からいただく事務費の中で経費を賄っているものです。新たな契約方法では、センターの負担がその分軽減されるため、事務費の引き下げまたは当分の間料金据え置き等の対応を行いますので、発注者にとっては、事務費による負担か納税による負担かの違いはありますが、実質的な費用負担額は大きく変わるものではないことをご理解ください。

料金に係る消費税の課税関係



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い